

# 宅地造成等規制法関係（抜粋）

## 【宅地造成等規制法】

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。）をいう。
- 三～六 （略）

（宅地造成に関する工事の許可）

第8条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～3 （略）

（宅地造成に関する工事の技術的基準等）

第9条 宅地造成工事規制区域内において行なわれる宅地造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 （略）

## 【宅地造成等規制法施行令】

（定義等）

第1条 この政令（第3条を除く。）において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

2 この政令において、「がけ」とは地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「がけ面」とはその地表面をいう。

3～5 （略）

（宅地造成）

第3条 法第2条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルをこえるがけを生ずることとなるもの
- 二 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルをこえるがけを生ずることとなるもの
- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルをこえるがけを生ずることとなるもの
- 四 前各号の一に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルをこえるもの

詳しくは、法令集で確認してください。